

第 2 2 回 軽米町 議会 定例会

平成 3 0 年 3 月 2 日 (金)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

7 番 茶 屋 隆 君

1 番 中 里 宜 博 君

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 長	小 笠 原 亨 君
町 民 生 活 課 長	川 島 康 夫 君
健 康 福 祉 課 長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	川 原 木 純 二 君
監 査 委 員	竹 下 光 雄 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 岡 靖 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	堀 米 豊 樹 君
水 道 事 業 所 長	川 原 木 純 二 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹	梅 木 勝 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹	福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	坂 下 浩 志 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	大 西 昇 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	小 林 浩 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	松 山 篤 君

地域整備課担当主幹
教育委員会事務局担当主幹

江刺家 雅 弘 君
大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長 補 佐
議 会 事 務 局 主 査

佐 藤 暢 芳 君
小 林 千 鶴 子 君
鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日の一般質問は、通告順によって7番、茶屋隆君、1番、中里宜博君の2人となります。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎一般質問

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
質問通告に基づき、順番に発言を許します。
-

◇7番 茶屋 隆 議員

- 議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

- 7番（茶屋 隆君） おはようございます。それでは、通告しておきました2点について質問いたします。

まず初めに、防災対策について3点ほどお伺いします。1点目は、町では防災マップとみんなの防災手帳を全戸に配布し、町民はそれらを基本に防災に備えてきたと思います。町民は、それをどのように活用し、防災に備えてきたのか、町としてはどのように捉えているのか。

2点目、町の防災計画、自主防災組織の現状と、今後どのようにするのか、計画と見通しは。

3点目、自主防災組織における自助、共助について、行政と地域行政区、それぞれの役割をどのように考えているのか、以上3点、よろしくお願ひします。

- 議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、防災マップとみんなの防災手帳の活用状況でございますが、町が作成した防災マップにつきましては、近年多発しております台風や大雨などによる災害に備え、日常から防災対策に対する意識を高めていただくことと、災害発生のおそれがあるとき、あるいは災害発生時に速やかに安全な避難をしていただけるよう、平成28年2月に作成し、全世帯に配布したものでございます。崖崩れなど、土砂災害についての注意情報、大雨の際の行動ガイド、地震対策行動マニュアルや非常時の持ち出し品、指定避難所及び指定緊急避難場所の一覧表などを掲載したほか、お住まい周辺等の危険性を確認できるよう、地図上に洪水が想定される地域や、土石流危険地域などを表示しております。

みんなの防災手帳は、東日本大震災での経験を踏まえ、東北大学災害科学国際研究所の監修のもと、24時間テレビチャリティー事業により作成、寄附を受けたことにより、全世帯配布したもので、日常の防災対策から災害発生後の生活再建に係る情報までが盛り込まれており、家庭単位での活用を念頭に作成されたものとなっております。

町民は、それをいかに活用し、防災に備えてきたのかとのご質問でございますが、配布後の利用状況までは把握していないところでございます。それらの活用につきましては、広報かるまいやかるまいテレビ等、機会を捉えながら具体的な活用方法をご説明申し上げ、防災、減災に備えていただけるようにしてまいりたいと思っております。

次に、町の防災計画と自主防災組織の現状と今後の見通しについてお答えいたします。軽米町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、町民の生命や財産を災害から保護し、また被害を最小限に軽減して、住民生活の安定と秩序の維持に努めること等を目的として定めているものでございます。

その中で、町は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図ると規定しているものであります。自主防災組織の組織率は、平成29年4月1日現在31.8%となっており、自主防災組織の結成を促進するため、昨年3月に町自主防災組織育成指導要綱を定め、翌4月に開催された行政連絡区長会議で組織結成の働きかけを行っております。

また、地域活動支援事業費補助金制度の見直しの際、同制度に自主防災組織の結成、活動に関するメニューを加えるなど、引き続き積極的に組織結成を働きかけることとしております。

さらに、旧小学校単位等での講演会等、より積極的な働きかけを展開するとともに、結成単位も行政区あるいは町内会等にこだわらず、地域の実情に応じて柔軟に

対応していただくなど、町内全域での組織結成の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織にかかわる自助、共助、行政と地域、それぞれの役割についてお答えいたします。自助、共助、公助、それぞれの捉え方でございますが、一般的には自助につきましてはそれぞれ個人が自分自身で助けること、共助とは家族や職場、隣人、自主防災組織を含む地域コミュニティーなどで助け合うこと、公助とは消防署等を初めとする行政機関による救助、救援とされているところですが、日常の備えなどを考える上では家族についても自助のくくりとも考えられるかと思っております。

自助におきましては、日常からの防災用品や食料等の備蓄、自宅内の防災、減災対策、避難所の確認、発災後の家族との連絡のとり方の確認などが考えられ、災害発生のおそれがある場合は速やかで安全な避難等により自身、家族の安全を確保していただくことが重要と考えております。

共助におきましては、平時におきましては、自助、共助による防災、減災対策を促すための研修会や訓練等の実施、弱者対応を含めた地域内での役割分担や、危険箇所等の確認、発災時の行動計画等の情報共有等が考えられるとともに、発災時等における避難誘導や、隣人等による救出、安否確認、自主避難所の設置、指定避難所運営の連携等を期待するものでございます。

また、公助につきましては、発災時に自助、共助が有効に機能するよう、平時における各種ソフト、ハード対策を担うとともに、発災時、または発災のおそれがある場合の適時、的確な情報収集、発信と、消防団、防災関係機関等と連携した災害対策への対応がその役割であると考えております。

先日行われました自主防災組織講演会におきましてもハード事業はあくまで想定内の対策であり、想定外の対策において機能できるのはソフト対策であるというお話をいただいております。自助、共助、公助が発災時に有効に機能、連携できるよう防災、減災対策の啓発や、自主防災組織の結成促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松浦 求君） 再質問、7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 今は、総務課長のほうから詳細にわたり、大変丁寧なご説明をいただき、ありがとうございました。

それでは、再質問いたします。私は、平成23年度以降、防災対策について、今までに定例会で4回ほど一般質問をやっております。1回目は、平成22年の暮れから平成23年の正月にかけての大雪のときです。2回目は、その年の3月11日の東日本大震災のとき、3回目は平成26年2月15日から16日にかけての大雪

のとき、4回目は平成28年8月30日の台風10号のときです。それら4つの災害のときに、私は当局に防災対策について、それぞれの対応について、その都度意見を述べております。そういった中で、2回の大雪、東日本大震災のときはライフラインの乱れ、特に除雪のおくれ、停電等はありませんでしたが、幸いに人的被害はありませんでした。台風10号のときは、暴風雨により急傾斜地の崩壊に指定されていた円子地区、米田地区の2カ所において土砂崩壊が発生し、2棟の住宅が被害を受け、1名の住民が負傷しました。たまたま人命にかかわらなかったことが幸いだったと思います。

しかしながら、今後は人命にかかわるような災害がいつ起きてもおかしくない気象状況にあるということ認識しておかなければいけません。予防防災に、そして災害に関しては、基本的には町が主体となり、それぞれに対応し、町からの情報、連絡が必要と思いますが、最終的には自分の命は自分で守るということ個人個人、一人一人がいま一度考える必要があるのではないのでしょうか。そういった意味でも個人一人だけでなく、向こう三軒両隣、各班ごと、各行政区ごとのそれぞれの協力が大切です。そのためには、やはり自主防災組織が必要だと思います。

私は、平成23年3月定例会の一般質問で、自主防災組織の重要性、必要性を提言いたしました。それから7年がたちました。幸いにいたしまして、平成28年の台風10号の後、軽米町でもおくれればせながら自主防災組織の立ち上げの動きがあり、現在進行中ではありますが、組織率は県内で最低のほうと伺っております。

そういった中、去る2月18日、農環センターで自主防災組織講演会が開催され、岩手県地域防災サポーターの古里政志さんという方が「地域防災における自助と共助―自主防災組織とは―」について講演され、参加者は100人を超える多くの方が参加され、大変有意義な講演会だったと思います。講演の中で、講師は、まず第一に各市町村とも防災に関する住民一人一人の関心が低過ぎると指摘されました。そのことを前提に、自主防災組織を立ち上げたら、まずやれることからやれる範囲でやる。そして、自分を守るため、家族を守るため、実践してみる。また、個人個人の役割分担を決めることも大切。とにかくやることは小さいことから、やる人、組織は小さい家族、小さい班、小さい町内から始めることが大事である。全くそのとおりだと思いました。難しくなく、最初は簡単な組織を立ち上げて、簡単なことから始めることということでした。大変参考になりました。

そして、講演会が終わってから町からの説明で、自主防災組織を立ち上げるに当たり、軽米町行政区活動交付金と地域活動支援事業費補助金が新しく使えるということで、例えば除雪用のスコップとか、小型除雪機なども購入できるということで、大変有意義な企画であり、大いに活用いただくようにPRしていただきたいと思います。

私の町内会、上新町も自主防災組織を立ち上げることにしましたが、まだ具体的には組織も、何をやるかもはっきり決めていませんが、とりあえず雪が降ったらひとり暮らしの方のところの除雪をやろうということで取り組んでいます。今後は、上新町町内会でも講演をお願いしたいと思っております。そして、上新町の町内会の人、一人一人が防災にもっと関心を持つように活動していきたいと思っております。

さて、平成28年9月の定例会の一般質問で、町長は答弁で8月30日の台風10号の被害は、対象となる警戒区域における住民の防災意識及び住民への周知が十分でなかったことを物語っていることから、今後の取り組みとして災害時の初動態勢を担う自主防災組織の結成を推進するとともに、土砂災害避難訓練の実施を行うなど、住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますと答えられました。まずもって、そのとおり、自主防災組織は今結成され、進行中です。あとは、それぞれの避難訓練、また町全体での避難訓練も必要と思います。そして、一番大事なことは、住民の防災意識のさらなる高揚が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今茶屋議員からさまざまご提言をいただきました。非常にありがたいと思っております。町といたしましてもやはり今住民の意識の高揚、啓蒙が一番大事だと思っておりますので、旧小学校単位でそれぞれの担当を設けながら、地区に入りながら自主防災組織の立ち上げ、あるいはまた啓蒙等、積極的にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） いずれにいたしましても、これからは想定外の災害が起きるかもしれないということを予期しておかなければいけません。そのために一番大切なことは、町民一人一人が防災に関してもっともっと関心を持つことだと思います。そして、町民を挙げての防災に関しての避難訓練等が必要ではないでしょうか。できれば、毎年最低1年に1回は行政区ごと、また町全体で防災訓練をやるということを決めておけばいいのではないのでしょうか。災害に対する対応は、もちろん大事なことでありますが、それとともに防災意識の高揚をもっともっと図っていただくことをご要望申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、宿泊施設について、3点お伺いします。1点目ですけれども、現在軽米町の宿泊施設は民間の旅館が2軒、公的な宿泊施設は青少年ホーム、ミレットパーク

の2カ所ですが、青少年ホームは老朽化し、使えない状況にあると思います。そういったことを考えれば、既存の宿泊施設では宿泊施設が足りないと思いますが、町では何か手だてを考えているのか。

2点目、2月8日の岩手日報に「民宿解禁」と掲載され、住宅に旅行客を有料で泊める民泊が6月、全国で解禁され、新法に伴い、今年3月からは営業届け出の受け付けが始まるということですが、このことについて何か考えているのか、当初の対応をお伺いします。

3点目、民泊施設の営業を始める業者、個人があれば、「ハイキュー!!」等で町を訪れる人が町内にもっと多く宿泊でき、町の活性化につながるとは思います。それに対する支援策等を考えてみてはいかがでしょうか。

以上、3点、よろしくお願ひします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の宿泊施設についてのご質問にお答えいたします。

最初に、既存宿泊施設の充足状況に対する町の対応についてお答えいたします。現在町内には2軒の旅館が営業をしております。茶屋議員ご指摘のとおり、軽米秋まつりなど、イベント開催時には多くの来町者が訪れ、宿泊を希望する方々全ての要望をかなえることは、既存の施設だけでは限界があると感じております。しかしながら、年間を通じての宿泊状況を鑑みますと、恒常的に不足している状況ではないものと認識しております。イベント等の開催により、町内の宿泊施設に不足が生ずるような場合、広域連携の観点から管内市町村の宿泊施設の紹介や、近場の二戸市金田一温泉などの宿泊施設を利用いただきながら交流人口の拡大に努めることとしていただいております。今後におきましても二戸管内市町村相互に連携し、情報共有を図りながら宿泊施設の不足に対する対応に努めてまいりたいと考えております。

2点目の住宅宿泊事業法施行に対する町の対応についてお答えいたします。個人の住宅等を活用しての宿泊サービスを可能とする住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法は、急増する訪日外国人観光客のニーズや、大都市部での宿泊需要の逼迫状況への対応、公衆衛生への確保、地域住民とのトラブル防止を目的として創設されたもので、本年6月15日から施行されることとなり、3月15日からは事業実施にかかわる届け出が行われることになっております。

当町の宿泊施設にかかわる現状につきましては、先ほど申し述べたとおりでございますが、民泊新法において受け入れられる宿泊日数は180日を上限とすることが明記されており、業として収益を上げるためには複数の宿泊者を受け入れられる規模が必要であると思われまふ。また、民営圧迫につながる可能性もあることから、

現時点におきましては町として積極的に推進する考えはないものであります。

3点目の民泊施設の営業に対する支援も考えてみてはどうかについて、お答えいたします。茶屋議員のご意見のとおり、町内における宿泊者の受け入れ態勢を強化することで町の活性化につながることは大変望ましいこととは思いますが、宿泊者の受け入れ数が恒常的に不足している状況でない状況の中で、営利事業として行われる民泊新法に基づく宿泊サービスに対して町が支援することについては、現時点では予定していないところであります。

なお、現在民泊新法に基づく民泊営業の意向を持つ方の情報は持ち合わせておりませんが、同法に基づく届け出等に関する問い合わせがあった場合には、県及び関係機関に問い合わせるなど、円滑に届け出が進むよう、必要に応じて支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問いたします。

現在の軽米町の宿泊施設を見て、足りないということは明白です。今後民間で旅館、ホテルを建設するということは、ほとんど考えられません。また、現状では、町でやることもないと思います。他町村では、今までも民泊はありましたが、ボランティアに近かったり、お金を取って泊める場合は旅館業法などの許可が必要なため、簡単にできず、闇民泊が横行していたということです。ちなみに、軽米町では、今まで民泊はありませんでした。

今後は、とりあえず民泊であれば、ある程度簡単に手がけることができると思います。民泊が解禁され、新法が施行されれば、新法では家主が都道府県に届け出るだけで年間180日を上限に民泊ができるということです。このような条件であれば、軽米町でもやる人が出てくるかもしれません。

軽米町では、今ソフトテニス大会等、夏場は毎週土日に大会があり、県南のほうからの参加者も多くあり、朝は3時、4時起きで出かけてきており、安い宿泊施設があれば泊まりたいという声もお聞きしています。また、「ハイキュー!!」等で来られた方も多いたときには町内だけで宿泊できず、金田一方面を利用しているということです。そういったことを考えれば、民泊があれば非常に便利ではないでしょうか。真剣に取り組んでみてはいかがでしょうか。

民泊で大事なことは、水回りの整備だと思います。新しい家だと問題がないと思いますが、古い家はトイレの水洗化が必要です。最低限トイレ、お風呂、流しがちゃんと整備されていれば、宿泊客を受け入れることができると思います。例えば地域おこし協力隊の募集に「ハイキュー!!」民泊でまちおこしと銘打って隊員を募集

し、そこでNPO法人等を立ち上げて民泊にチャレンジするのもいいと思います。また、個人でやる人がいたら、家の改築が必要だったら改築費に補助を出し、支援するということも考えてみてはどうでしょうか。宿泊施設が整っていれば、町を訪れる人もふえ、必ず町にお金が落ちると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員おっしゃるとおり、これからやっぱり民泊の需要は右肩上がりにふえていくものと私も認識しております。今外国人旅行客も非常に年々ふえておりますし、当町におきましてはそういったさまざまなスポーツ交流、さまざまございます。それは認識してございますけれども、これは民間の方々がよりこういったものに理解しながら、やはり民間の方々のそういった意欲を醸成していくことも大事だと思いますので、そこら辺は今後ともいろんな形の中で検討していければなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。

「ハイキュー!!」で軽米を訪れている人の中で、仕事があれば軽米に住んでもいいと言っている人がいるということも耳にしております。どうでしょう、そういった人を地域おこし協力隊の隊員として雇用として、先ほども言いましたが、「ハイキュー!!」民泊でまちおこしと銘打ってNPO法人を立ち上げ、例えば空き家を改築して民泊をやるとか、またふるさと納税を「ハイキュー!!」民泊でまちおこしに使うということで全国に発信してみてもいいのではないのでしょうか。そうすることで、空き家対策、また定住促進にもつながると思います。そういった夢のある発想で真剣に取り組んでみてはいかがでしょうか、町長。

いずれにいたしましても、何かを始めなければ結果が出ないと思いますので、前向きに考えてみることをご要望申し上げまして、私の質問を終わります。もしコメントがあれば、お願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 現在も地域おこし協力隊の募集は行っております。現在のところ、ちょっと応募がない状況ではございますが、今提案されたことも検討の中に入れて、地域おこし協力隊は今後ともまた募集は続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◇1番 中里宜博議員

○議長（松浦 求君） それでは、次に移ります。

1番、中里宜博君。

〔1番 中里宜博君登壇〕

○1番（中里宜博君） 私のほうからは、通告しておいた自主防災組織について質問いたします。

まず、1点目ですが、昨年11月21日付の岩手日報の記事で、自主防災組織について、県内の市町村の組織状況や、今後の課題等について書かれたものがありました。その中で、軽米町が県内で最低の組織率であると書かれていました。

それで、県のデータを調べてみると、昨年4月1日時点で100%の市町村が15、県の平均で85.3%という中で、軽米町は最低の31.8%の組織率でした。いずれ日報の記事がいつの時点のデータなのかわかりませんが、年度初めに最低だったものがそのままずっと最低を維持したのかなと思われまして、このことをどのように捉えて、今後はどのように進めていく考えなのか、これが1点目で、2点目はこれに関連しての確認ですけれども、私はこれまで一般質問で消防団OB制や除雪体制について一般質問しましたが、それらの答弁、あとは特別委員会等の答弁を聞いていると、まずは今自主防災組織の立ち上げを優先して、その中で消防団OBの活用、除雪の対応もしていきたいと考えているように感じましたけれども、そのように受けとめていいのかどうか確認ですけれども、茶屋議員とかぶる部分もあるかと思いますが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中里議員の自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

最初に、県内最低の自主防災組織の組織率をどう捉え、今後どのように進めていくのかのご質問にお答えいたします。中里議員が述べられたように、昨年4月1日時点の当町の自主防災組織の組織率は31.8%で、県内最低の組織率となっております。その後、4地区において自主防災組織を結成いただき、現在の組織率は38%になっているところでございます。県内での組織率は、平均85.3%で、近隣の市町村の状況は二戸市が54.6%、一戸町が48.1%、九戸村39.6%という状況になっております。

平成7年1月に発生いたしました阪神・淡路大震災において、誰に救助されたかの調査結果を見ますと、自力が約35%、家族、隣人等60%で、救援隊等公助はわずか2%となっております。また、平成23年の東日本大震災においても自主防災組織が結成されていた地区と結成されていなかった地区では、人的被害に大

きな差があったとされているところでもあります。また、各所において開設する避難所の運営につきましても自主防災組織等との連携が大きな力になったとされております。防災、消防機関等における公助の対応は限られており、災害の規模が大きくなるほど、自助、共助が大きな力となる状況にあり、昨今ゲリラ豪雨等、急激な気象変化による土砂災害等が多発する傾向の中で、現状の自主防災組織の組織率は早急な改善が必要であるとともに、結成後の充実した活動が必要であると認識しているところでもあります。今後におきましては、旧小学校区単位や各行政区に足を運び、より積極的な働きかけを展開するとともに、結成単位も行政区あるいは町内会等にこだわらず、地域の実情に応じて柔軟に対応していただくなど、町内全域での組織結成の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織結成にかかわる進め方についてのご質問にお答えいたします。自主防災組織につきましても、災害が発生したとき、あるいは発生するおそれがあるときに自主的に活動を展開していただくことを期待しているところでございます。災害時等、地域の方々から自助、共助に取り組んでいただくためには、日ごろからの備えや、いざとなった場合に互いになすべき役割や行動等を共有していただくことが重要であり、自主防災組織の結成が必要と考えているものでございます。自主防災組織内の役割分担につきましても、それぞれの組織の中で協議されるものと思われませんが、消防団OBの方々につきましても火災防御や水防活動等における豊富な経験を自主防災組織の中でも発揮してもらえるものと考えております。

また、高齢化が進む中、高齢世帯等、いわゆる災害弱者にかかわる避難態勢や安否確認、除排雪等の対策につきましても組織的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 再質問を許します。

1 番、中里宜博君。

〔1 番 中里宜博君登壇〕

○1 番（中里宜博君） ありがとうございます。今の答弁を聞いてあれなのですが、私も決して自主防災組織を否定するわけでもなく、それはそれでそれなりの意味があると考えています。ただ、あくまで自主防災組織というのは、ボランティア団体なわけで、一番のネックは例えば火災、地元住民の方が協力をして初期消火をするようなことを多分想定されていると思いますけれども、いずれ私が言っている機能別消防団員のOB制とはまた違うわけです。一番の違いは、ボランティア団体なので、何の補償もない。ですから、幾ら協力していただくのはいいのですが、もし万が一何かあった場合、事故やけががあった場合は、補償がないのが自主防災組織なわけで、その違いで本当のOB制のほうを私は提唱しているわけなのですが、除雪に関して

も確かに高齢者の除雪、人力で間に合う部分は多分できると思います。例えば私のところの大町なんかは、たまたま町内会長が仕事用の機械やトラックを持っていたので、今のような排雪体制がとれますが、自主防災組織の中には全てがそういう手段を持っているとは限らない。ないところだと、結局は人力以外頼るすべがないわけで、やっぱりできる範囲というのが自主防災組織は限られてくると思います。自主防災組織は、それはそれで進めていただいて、それで足りない部分はやっぱり何かで補わなければいけない。その補う部分も同時に考えていただきたいなということ要望して、私の質問を終わりたいと思いますが、何かあったら答弁お願いします。

○議長（松浦 求君） 答弁者、いいですか。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 自主防災組織の役割について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

自主防災組織については、究極の目的は、私ども、まずは命を守っていただくために早く避難する、そして日ごろからそれに備えていただくことが一番重要であろうかと思います。当然災害によって行動は異なってこようと思います。例えば台風等であれば、あと何時間ぐらいで軽米が危険になるかというのはある程度想定ができますし、また地震等につきましては発災後でなければ行動を起こせないというふうな状況があります。そういった際に、まずは自分の命を守っていただくということを、お互いにそういう認識をふだんから高めておいていただくために、まずは自主防の立ち上げを行っていただきたい。そのときその人ができることをしていただければいいのかなと思います。それができて、なおかつ今度また組織的に、改めてでは高齢者とかの方々の除雪も、町でも小型除雪機は補助の対象にしておりますし、その辺は地域の方で話し合いをいただきながら、徐々にそういう体制を整えていただければいいですし、先ほど大町地区の紹介がありましたけれども、町内会等にそういった機械等があつて、それを使えるところにつきましては、当然燃料費等も支援させていただくというふうなことで取り組んでいただいております。最初から100%を目指すのではなくて、まずは命を守ることからというふうなことでお願いできればいいのかなと思います。

消防団OB制のこと、自主防と消防団の間の組織をとというような、今ご提案をいただきました。前にも消防団の活動をOBの方で補っていただく体制が必要ではないかというふうなお話もいただきましたけれども、その際の私どもの検討は消防団と一緒に活動を想定されての意見なのかなというふうに考えたわけなのですが、それについては消防団はやっぱり上下の規律がすごくはっきりしております、例え

ばOBの方であれば、その下の人たちはOBの方の意見を優先せざるを得ない状況が出るのではないか。消防団の活動としてどうかなというふうな考え方を持っていたわけでございます。今回につきましては、その間を埋めるための活動としてどうかというようなご提案だと思しますので、その辺につきましては自主防等の活動、どうあればいいのかというふうなことも踏まえながら、あるいは消防団の状況等も見ながら、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は、3月9日午後2時からこの場で開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時42分）